

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和13年3月31日まで)

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本規第613号  
令和7年12月12日  
交通部長

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について(通達)

大規模災害に伴う交通規制の実施に係る基本的事項については、「大規模災害に伴う交通規制実施要領の改正について(通達)」(令和5年8月29日付け宮本規第2293号)により示され、また、大規模災害への対応のうち緊急通行車両の確認等に係る事務処理要領等について、「緊急通行車両の確認等に係る事務手続き要領の制定について(通達)」(令和5年8月29日付け宮本規第2294号。以下「旧通達」という。)により示達していたところである。

今般、令和7年12月15日から警察行政手続オンライン化システムの運用が開始されることを踏まえ、別添のとおり緊急通行車両の確認に係る申出等の手続のオンライン化に伴う改正を行うこととしたので、事務処理上遺漏のないようされたい。

なお、これに伴い旧通達は廃止する。

## 緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

### 第1 趣旨

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）、その他法令並びに宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程（平成15年宮城県公安委員会規程第1号）に基づき、宮城県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）の権限に属する緊急通行車両の確認等の事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

#### 1 概要

県公安委員会は、県知事とともに、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施することとされている。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになることから、交通部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「交通規制課長等」という。）は、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

#### 2 確認の対象とする車両

##### (1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

交通規制課長等は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、次に掲げる災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
  - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - ク 緊急輸送の確保に関する事項
  - ケ その他災害の発生への防御又は拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両
- 交通規制課長等は、(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

### 3 確認手続に係る留意事項

交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

#### (1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者（以下「申出者」という。）は次のとおりとする。

ア 指定行政機関等の長

イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者

ウ 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両の使用者又は管理責任者

エ 災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

#### (2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出者に交付するものとする。

なお、緊急交通路としての機能を確保するために設けられる交通検問所における標章及び証明書の交付は、緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要があることから、原則として行わないものとする。

## イ 交付に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第1の緊急通行車両確認証明書交付簿を備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

### (3) 標章及び証明書の記載事項

#### ア 標章

標章表面の登録（車両）番号、有効期限欄に必要事項を記入すること。また、左上等の余白部分に以下の要領で付与する16桁の緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入すること。

- (ア) 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目  
交付した年度（西暦）の下2桁とする。
- (イ) 16桁の数字のうち左から3桁～8桁目  
別添1「所属コード表」に記載された取扱所属の所属コードの6桁とする。
- (ウ) 16桁の数字のうち左から9桁～10桁目  
別添2「検問所コード票」に記載された交通検問所を区分する場合の2桁とし、交通検問所以外は「00」とする。  
なお、原則として交通検問所における標章及び証明書の交付は行わないものの、情勢等に応じ交付することとなった場合は、該当する交通検問所コードを記載すること。
- (エ) 16桁の数字のうち左から11桁目  
緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。  
なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこと。
  - a 災対法に基づく緊急通行車両：1
  - b 災対法に基づく規制除外車両：2
  - c 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震 法」という。）に基づく緊急輸送車両：3
  - d 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく緊急通行車両：4
  - e 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両：5
- (オ) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目  
5桁の一連番号とする。  
なお、一連番号は年度ごとに付すこと。

## イ 証明書

### (ア) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入すること。

### (イ) 「車両の用途」欄

原則として2-(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載すること。

### (ウ) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載すること。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とすること。

### (エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

- (4) 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。「以下「国民保護法施行令」という。）に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を同時に受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を同時に受け、かつ、有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する2-(1)に掲げる事項のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

- (5) 県担当部署との調整

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、県担当部署と必要な調整を図るものとする。

## 4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1) 申出先

申出先は、原則として交通部交通規制課、高速道路交通警察隊及び当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（以下「交通規制課等」という。）とする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署において確認することも可とする。

なお、警察行政手続オンライン化システム（以下「システム」という。）の運用開始後は、当該確認等に係る手続のうち別表に掲げるものについては、システムを使用して申出を行うことが可能であることに留意すること。

システムを使用した申出の審査は、業務の合理化・効率化を目的として交通規制課において一括で審査を行うため、交通規制課以外の所属で受理した場合、システムの転送機能を使用し、交通規制課に引き継ぐこと。

5及び6並びに第3の4及び5に同じ。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写し

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

a 防災業務計画書（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容等）の写し（抜粋可）

b 契約書の写し

c 輸送協定書の写し

d 当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等

(ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類

a 指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリスト

b 指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類等

(エ) 留意事項

原則として申出時に添付を求める(ア)から(ウ)までの各書類については、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合等、内容を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。

## ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標以外の内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができることとする。

その場合において、(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出があったものとして取り扱うこと。

### (3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

交通規制課長等は、従前（令和5年8月31日まで）の運用に基づき緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、申出書の提出及び届出済証の提示（システムにより当該確認の申出を受けた場合は、届出済証の写しの添付）を求めて内容を確認すること。

なお、届出済証の交付を受けるに当たって提出されている添付書類に(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)に該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

### (4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、和暦で記載するものとし、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とすること。

### (5) 緊急通行車両であることの確認の申出を受けた際の手続

高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、前記必要書類等を確認の上、交通規制課長に關係書類を送付すること。

交通規制課長は、警察署長等から關係書類等の送付を受け、審査を行い、緊急通行車両であることの確認が取れた場合は、標章及び証明書を作成し、警察署長等経由で申出者に交付すること。

この場合において、交通規制課長が交付所属の交付番号を付すものとする。

なお、交付の際は、交付した警察署長等において確実に緊急通行車両確認証

明書交付簿に記載すること。

## 5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

### (1) 申出先

交通規制課長等は、災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、交通規制課等において当該確認を行うものとする。

この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に限られるものではないことに留意すること。

なお、3-(2)に記載のとおり、災害発生時等においては、原則として交通検問所における緊急通行車両等の確認は行わないものとする。

### (2) 申出の際に必要な書類

#### ア 申出書

#### イ 添付書類

##### (ア) 車検証の写し

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

#### ウ 事務の合理化

4(2)ウと同様とする。

### (3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、原則として、交通規制課に確認の上、可否を判断するものとし、担当者の判断で行うことのないようにすること。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

### (4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

交通規制課長等は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては4-(3)と同様とする。

### (5) 標章及び証明書の有効期限

4-(4)と同様とする。

### (6) 緊急通行車両であることの確認の申出を受けた際の手続

交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認の申出を受け、速やかに審査を行い、緊急通行車両であることを認めた場合は、標章及び証明書を作成

の上、申出者に交付すること。

なお、警察署長等が交付する標章及び証明書の交付番号は、交付所属において記載することから、交通規制課と調整を図り、交付番号が重複することのないよう留意するとともに、交付の際は確実に緊急通行車両確認証明書交付簿に記載すること。

## 6 確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）

### (1) 標章及び証明書の記載事項変更

交通規制課長等は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の届出があった場合は、当該標章及び証明書と共に、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させ、届出を受けた所属において確認後、申出者に変更後の標章及び証明書を交付する（システムにより当該届出を受けた場合にあっては、変更前の標章及び証明書は、変更後の標章及び証明書の交付に併せ提出させる）とともに、その写しを交通規制課に送付するものとする。

この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

### (2) 標章及び証明書の再交付

交通規制課長等は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書と共に災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、災害発生前においては交通規制課長が確認後、災害発生時等においては警察署長等が確認後、申出者に標章及び証明書を交付する（システムにより当該申出を受けた場合にあっては、残存する標章又は証明書は、再交付する標章及び証明書の交付に併せ提出させる）ものとする。

この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等に係る緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととするが、標章及び証明書のいずれも残存していない場合、交通規制課において控え書類の確認作業等が必要となることから、交通規制課に確認の上、対応すること。

標章及び証明書の交付が他の都道府県警察であった場合、確認に時間を要することが想定されることから、申出者にその旨教示し、交通規制課に速報すること。

### (3) 標章及び証明書の返納

交通規制課長等は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた県公安委員会に返納させること。

この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載すること。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

#### 7 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

警察署長等は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断すること。

なお、緊急交通路における通行日、時間帯、場所及び通過台数を別記様式第2の緊急通行車両等通過台数集計表により把握すること。

#### 8 指定行政機関等に対する指導等

交通規制課長は、指定行政機関等に対して、システムによる場合も含め、緊急通行車両であることの確認の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての書面を作成し、様式等とともに交付して指導を行うこと。

また、新規の届出済証の交付は行わないが、既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図ること。

### 第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

#### 1 規制除外車両の事前届出

交通規制課長等は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理すること。

#### 2 事前届出の対象とする車両

交通規制課長等は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理すること。

(1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

### 3 規制除外車両の事前届出に関する手続

#### (1) 事前届出の概要

##### ア 事前届出を行う者

規制除外車両であることの前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

##### イ 事前届出先

第2-4-(1)と同様とする。

##### ウ 事前届出の際に必要な書類

別記様式第3の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

- (ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
- (イ) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
- (ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

#### (2) 除外届出済証の交付等

##### ア 除外届出済証の交付

交通規制課長等は、事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者

に交付するものとする。

#### イ 除外届出済証の再交付等

- (ア) 交通規制課長等は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。  
この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

#### (イ) 除外届出済証の返納

交通規制課長等は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

#### ウ 事前届出の処理経過

交通規制課長等は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

#### エ 事前届出をした者等に対する指導等

交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の車検証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

### 4 災害発生時等における事前届出車両の確認

- (1) 申出先については、第2-5-(1)と同様とする。
- (2) 交通規制課長等は、除外届出済証の交付を受けている車両の使用者から規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、当該除外届出済証を提示（システムにより当該申出を受けた場合にあっては、当該除外届出済証の写しを添付）させるとともに、別記様式第5の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めて当該確認を行うものとする。
- (3) 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び別記様式第6の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第2-3-(3)と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として2に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。

この場合において、交通規制課長等は別記様式第7の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等

に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。

- (4) 交通規制課長等は、事前届出に基づき除外届出済証の交付を受けている車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (5) 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。

#### 5 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

##### (1) 第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

確認の申出先は、第2-5-(1)と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び2-(1)から(4)までに応じた4-(1)-ウー(ア)から(エ)までに掲げる書類の提出を受けるものとする。

##### (2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。

これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

#### 第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

交通規制課長等は、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条第1項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第2及び第3の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、この限りでない。

##### 1 標章及び証明書の交付

###### (1) 交付に係る処理経過

別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の

事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年8月6日総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

交通規制課長等は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 規制除外車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第3に記載の取扱いは行わないこと。

第5 緊急通行車両の確認等に係る手続における車両を事前に特定することが困難な報道関連車両等の取扱いについて

1 対象となる車両

次の(1)及び(2)の要件を満たす車両

(1) 次のア又はイの要件を満たす車両

ア 指定公共機関等に指定されている報道機関が使用する車両

イ 災害に関する報道を行うことにより災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する義務を負うことを明らかにする内容の協定を、県知事又は県公安委員会との間で締結している前記ア以外の報道機関が、

当該義務に基づく緊急取材のために使用する車両であって、当該車両の通行等が他の指定公共機関等の行う災害応急対策の妨げとならない車両

(2) 道路運送事業者等との契約により、日常的に取材用に使用している車両のうち、発災時に緊急取材用の車両として使用すると認められる車両を事前に特定することが困難なもの

## 2 緊急通行車両等の確認に係る手続における留意事項

前記1の車両に係る災対法施行令第33条第2項又は大震法施行令第12条第2項の規定に基づく災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続を行う際は、1(2)の要件の確認のために、日常的に取材用に使用している車両のうち、発災時に緊急取材用の車両として使用することが分かる道路運送事業者等との契約書の写し等の書面を求めるとともに、災対法施行規則第6条第2項ただし書又は大震法施行規則第6条第2項ただし書きに規定する「やむを得ない事由」に該当することから、当該確認手続に係る添付書類のうち、車検証の写しの添付を不要として、登録（車両）番号を未記載のまま手続を行うこと。

その際、災対法施行規則別記様式第3「緊急通行車両確認申出書」及び同別記様式第5「緊急通行車両確認証明書」の備考欄又は大震法施行規則別記様式第6「緊急輸送車両確認申出書」及び同別記様式第8「緊急輸送車両確認証明書」の備考欄に、車両を事前に特定することが困難な事由について「契約しているタクシー会社から配車される車両を事前に特定できないため」等と具体的に記載すること。

また、標章及び証明書を交付する際は、登録（車両）番号欄及び番号標に表示されている番号欄（以下「番号欄」という。）は空欄のままとし、申出者に対して

- (1) 同番号欄が空欄のままでは使用できないこと
  - (2) 使用車両が特定された段階で、申出者自身が同番号欄に当該車両の登録（車両）番号を記入すること
- について教示すること。

## 3 登録（車両）番号未記載の緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

### (1) 車両が特定される前の取扱いについて

登録（車両）番号未記載の届出済証の交付を受けている者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、前記2の規定に準じて取り扱うこと。

なお、当該届出済証の交付を行う際に提出を受けている緊急通行車両等

事前届出書の添付書類に、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類又は災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類に該当する内容が含まれている場合には、既に添付書類が提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

(2) 車両が特定された後の取扱いについて

車両が特定された後については、当該車両を特定することが可能であることから、第2の4(3)に従い、第2の4(2)イの添付書類のうち、当該車両の車検証の写しを含めた当該届出済証を受ける際に未提出である添付書類を求めた上で、標章及び証明書の番号欄に登録（車両）番号を記載すること。

この際、添付資料については、やむを得ない事情がある場合については省略することができることも踏まえ、申請者に配慮した対応を行うこと。

4 留意事項

(1) 報道機関以外からの相談があった場合の取扱い

報道機関以外の機関、団体等から目的や運用実態上、車両を事前に特定することが困難であるが緊急通行車両としての確認を受けることができないかとの相談があった場合には、直ちに確認不可と伝えることなく、当該事情等を詳細に聴取した上で交通規制課に報告すること。

(2) その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認の事務に係る取扱い

原災法施行令第8条第1項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第2項の規定の例による確認及び国民保護法施行令第39条の規定により、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定の例による確認の申出を受けた場合についても、前記の取扱いに倣い対応すること。

第6 その他

本事務手続に定める以外の事項について疑義がある場合は、交通規制課と協議の上対応すること。

別表 システムを使用して申出等を行うことができる手続

手続名	申出書等の様式の規定	交付物	交付の方法
緊急通行車両の確認に係る申出	災対法施行規則別記様式第3	標章及び証明書	対面交付
緊急通行車両の標章及び証明書の記載事項変更に係る届出	災対法施行規則別記様式第6	標章及び証明書	対面交付
緊急通行車両の標章及び証明書の再交付に係る申出	災対法施行規則別記様式第7	標章及び証明書	対面交付
緊急輸送車両の確認に係る申出	大震法施行規則別記様式第6	標章及び証明書	対面交付
緊急輸送車両の標章及び証明書の記載事項変更に係る届出	大震法施行規則別記様式第9	標章及び証明書	対面交付
緊急輸送車両の標章及び証明書の再交付に係る申出	大震法施行規則別記様式第10	標章及び証明書	対面交付
規制除外車両の事前届出	本通達別記様式第3	除外届出済証	対面交付
規制除外車両の届出済証の再交付に係る申出	本通達別記様式第3	除外届出済証	対面交付
規制除外車両の確認に係る申出	本通達別記様式第5	標章及び証明書	対面交付

※ 災対法施行規則に定める様式を用いる上記手続については、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）の規定により読み替えて適用する場合及び国民保護法施行令第39条の規定に基づき行われる場合を含む。



別記様式第 2

緊急通行車両等通過台数集計表

日付 (        /        /        )

確認場所 \_\_\_\_\_ 交通検問所 \_\_\_\_\_

時間帯	緊急通行車両の通過台数	規制除外車両の通過台数
0 時台		
1 時台		
2 時台		
3 時台		
4 時台		
5 時台		
6 時台		
7 時台		
8 時台		
9 時台		
10 時台		
11 時台		
12 時台		
13 時台		
14 時台		
15 時台		
16 時台		
17 時台		
18 時台		
19 時台		
20 時台		
21 時台		
22 時台		
23 時台		
合計		

別記様式第3

災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書  宮城県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名  年 月 日		第 号 災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  宮城県公安委員会 <input type="checkbox"/> 印	
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
車両の使用者	住所		( ) 局 番
	氏名又は名称		
活動地域			
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第 5

宮城県公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	( ) 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 連 絡 先	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。







別添1 所属コード表

所属	交付番号(16桁)				
	年度(西暦)	所属コード	検問所種別	車両種別	連番
本部	25	220558	00	1~5	00001
仙台中央	25	221007	00	1~5	00001
仙台南	25	221023	00	1~5	00001
仙台北	25	221015	00	1~5	00001
仙台東	25	221031	00	1~5	00001
泉	25	221244	00	1~5	00001
若林	25	221261	00	1~5	00001
石巻	25	221112	00	1~5	00001
塩釜	25	221040	00	1~5	00001
気仙沼	25	221139	00	1~5	00001
佐沼	25	221163	00	1~5	00001
登米	25	221155	00	1~5	00001
河北	25	221121	00	1~5	00001
南三陸	25	221147	00	1~5	00001
古川	25	221198	00	1~5	00001
大和	25	221058	00	1~5	00001
栗原	25	221279	00	1~5	00001
遠田	25	221252	00	1~5	00001
鳴子	25	221210	00	1~5	00001
加美	25	221201	00	1~5	00001
岩沼	25	221066	00	1~5	00001
大河原	25	221074	00	1~5	00001
白石	25	221104	00	1~5	00001
角田	25	221091	00	1~5	00001
亘理	25	221082	00	1~5	00001
若柳	25	221236	00	1~5	00001
築館	25	221228	00	1~5	00001

年度 所属 検問所 一連番号  
 25 220558 00 100001

- 車両種別
- 1：災対法に基づく緊急通行車両
  - 2：災対法に基づく規制除外車両
  - 3：大震法に基づく緊急輸送車両
  - 4：原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
  - 5：原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

↑  
 車両種別

別添2 検問所コード表

検問所		交付番号(16桁)				
道路名	IC	年度(西暦)	所属	検問所種別	車両種別	連番
東北 自動車道	白石	23	221104	01	1～5	00001
	村田	23	221074	02	1～5	00001
	仙台南	23	221023	03	1～5	00001
	仙台宮城	23	221015	04	1～5	00001
	泉	23	221244	05	1～5	00001
	大和	23	221058	06	1～5	00001
	大衡	23	221058	07	1～5	00001
	古川	23	221198	08	1～5	00001
	築館	23	221279	09	1～5	00001
	若柳金成	23	221279	10	1～5	00001
常磐 自動車道	山元	23	221082	11	1～5	00001
仙台東部 道路	亘理	23	221082	12	1～5	00001
	岩沼	23	221066	13	1～5	00001
	名取	23	221066	14	1～5	00001
	仙台東	23	221261	15	1～5	00001
	仙台港	23	221031	16	1～5	00001
	仙台港北	23	221031	17	1～5	00001
三陸 自動車道	多賀城	23	221040	18	1～5	00001
	利府塩釜	23	221040	19	1～5	00001
	利府中	23	221040	20	1～5	00001
	松島海岸	23	221040	21	1～5	00001
	松島大郷	23	221040	22	1～5	00001
	松島北	23	221040	23	1～5	00001
	鳴瀬奥松島	23	221112	24	1～5	00001
	矢本	23	221112	25	1～5	00001
	石巻港	23	221112	26	1～5	00001
	石巻河南	23	221112	27	1～5	00001
	石巻女川	23	221112	28	1～5	00001
	河北	23	221121	29	1～5	00001
	桃生豊里	23	221155	30	1～5	00001
	桃生津山	23	221155	31	1～5	00001
	登米	23	221155	32	1～5	00001
	登米東和	23	221155	33	1～5	00001
	三滝堂	23	221155	34	1～5	00001

三陸 自動車道	志津川	23	221147	35	1～5	00001
	南三陸海岸	23	221147	36	1～5	00001
	歌津	23	221147	37	1～5	00001
	歌津北	23	221147	38	1～5	00001
	小泉海岸	23	221139	39	1～5	00001
	本吉津谷	23	221139	40	1～5	00001
	大谷海岸	23	221139	41	1～5	00001
	岩井崎	23	221139	42	1～5	00001
	気仙沼中央	23	221139	43	1～5	00001
	気仙沼港	23	221139	44	1～5	00001
	浦島大島	23	221139	45	1～5	00001
	気仙沼鹿折	23	221139	46	1～5	00001
	唐桑半島	23	221139	47	1～5	00001
	唐桑小原木	23	221139	48	1～5	00001
仙台北部 道路	利府しらかし	23	221040	49	1～5	00001
	富谷	23	221058	50	1～5	00001
仙台南部 道路	今泉	23	221261	51	1～5	00001
	長町	23	221023	52	1～5	00001
	山田	23	221023	53	1～5	00001
	仙台南	23	221023	54	1～5	00001

年度 所属 検問所 一連番号  
 23 220591011 00001  
 車両種別

#### 車両種別

- 1：災対法に基づく緊急通行車両
- 2：災対法に基づく規制除外車両
- 3：大震法に基づく緊急輸送車両
- 4：原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
- 5：原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両